

平成25年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月6日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第4 議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第16 議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について
- 日程第17 議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第18 議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25 議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算について
- 日程第27 議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算について

日程第30 議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第31 議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算について

日程第32 議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 鏑本規之君と3番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第2 議案第6号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第7号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第7号 本業市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第8号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、議案第8号 本巣市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第9号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第9号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6 議案第10号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第10号 本業市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第11号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第11号 本業市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第12号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第8、議案第12号 本業市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については総務企画委員会に付託した

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務企画委員会に付託することに決定をしました。

日程第9 議案第13号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は文教福祉委員会に付託することに決定をしました。

日程第10 議案第14号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教福祉委員会に付託することに決定をしました。

日程第11 議案第15号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 議案第16号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第17号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第18号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第18号 本業市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第19号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、議案第19号 本業市市道の構造の技術的基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第20号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第16、議案第20号 本業市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第21号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第17、議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第18 議案第22号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第18、議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第19 議案第23号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第19、議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第20 議案第24号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第20、議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第21 議案第25号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第21、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第22 議案第26号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第22、議案第26号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第23 議案第27号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第23、議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第24 議案第29号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第24、議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2点、お尋ねいたしますが、補正予算概要のほうで説明をさせていただきます。

まず、子ども手当と児童手当の関係なんですが、これは国の制度変更に伴う改正があったわけで、今回このような措置があったかと思いますが、児童手当について、ここの理由を見ますと、対象児童数の見込み誤りによる減額というふうになっておりますが、この関係がちょっとよくわからないので、お尋ねしたいと思います。

それからもう1点は、この資料の6ページになりますが、高校の下宿補助金と通学補助金が、それぞれ4万8,000と120万円の減額となっておりますが、これもちょっとよくわからないんですが、と申しますのは、これだけを捉えると、高校へ通う見込みの数がかめていたはずでありますので、申請者がなかったというふうに理解してしまうんですが、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

それでは1点目、健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の子ども手当と児童手当の減額した部分でございますが、対象児童の見込みに誤りがあったということで理由になっております。これにつきましては、昨年の4月から子ども手当から児童手当に変わりましたところをちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年4月から法律の改正によりまして、従来の子ども手当から児童手当に変更になったということで、当初予算につきましては、子ども手当で計上がしてありました。前年度の2月・3月の支払いというのは、子ども手当の計上科目から1億1,259万円ほどを支払うと。そして4月・5月分につきましては、支払い科目がないということから、児童手当の科目を新設してもらいまして、そこに4月・5月分として1億722万円流用をさせていただきました。そして2月・3月分の1億1,259万円と合わせまして2億1,977万円を6月の支給分としてお支払いをしたわけでございます。

その後に6月補正におきまして、この24年度分で支払います10月支給分と2月支給分として必要な額4億7,467万円を子ども手当から児童手当に組みかえの補正をさせていただきました。そういった経緯から、この予算上の子ども手当と児童手当の対象児童が実は、この先ほど質問の中にあつたところで、当初、児童数を1割強ふえるであろうということで見込んでおつたわけでございますが、実際にはそこまでふえることもなかったということで、その分が残ってしまったということでございます。

そして、その後の特別措置分を若干支払った差額が1億3,800万円ほどありまして、これはまた不用額として出たわけでございます。そして、子ども手当分の中でさらに3,500万円が不用額として出てきたということで、計上させてもらいました。

本来ならば、この子ども手当分の中に残ってございました部分、6月の補正をしたときに残っていた分は本来減額すればよかったというわけでございますが、このまま3月最後になってしまったということで、大変申しわけなかったというふうに思っております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは2点目の質問について、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

高校生の通学定期補助ですけれども、議員おっしゃられるとおり、2年生・3年生の分は実績がありますので多少は少なくなっておるんですけれども、ほぼ予算額と合うんです。新入生をマックスと申しますか、大垣までの最大限の人数と最大限の金額で組んでおりましたので、このように余ることになったんですけれども、例年ですと不用額として上がっておつたんですけれども、ことしは減額補正をさせていただきました。来年度については、以前からの実績もありますので、マックスではなく減じた数字で組んでおりますので、このようなことはないと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今説明いただきましたが、先ほどの説明、子ども手当のほうですね。児童手当、児童数が1割ふえるというような見込みであったが、なかったというような説明だったと思うんですが、大まかに言えば、そこら辺がちょっとよくわからない。答弁は結構ですけども、わからないということ。どこへ行ってしまったのか。児童数というのは、当然上がる前の子どもの数はつかんでいるはずでありますので、それが見込みよりも1割も減ったということがちょっと理解できないということが1点あります。

それから通学補助につきましては、今の説明ですと、マックスに見込んだものが、定期がそこまで行かなくて減額ということで、心配したのは、例えば制度の認知不足とか、そういうことによって保護者がこの制度を十分に利用できないことを心配したもので、そういう質問をさせていただいたんですが、そういうことなら結構でございます。

議長（後藤壽太郎君）

いいですか。

それでは、そのほか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

二、三お伺いしますが。

その前に、今回の補正予算については減額をそれぞれやられたということで、従来だと決算にならないと状況がわからなかったものが、今回は実施状況がある程度つかめるということで、いいと思います。さらに申し上げれば、3月の時点にならないと確定しないものもあるでしょうし、さらにもっと早く、12月、9月あたりで確定しておるものもあるだろうと思うんですね。そういったものについては、予算の有効な活用ということも念頭に置きながら、早くできるものについては、その段階で減額しながら活用できるような体制をつくってほしいということをもっと申し上げておきます。

そこでお伺いしたいのは、私も予算説明の概要のほうでお伺いいたしますけれども、5ページの農業振興費の中で飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金が購入予定機械の取り下げに伴って700万余り減額をしていると。あるいは、小規模農家組織化支援事業費補助金も岐阜県の補助金減に伴って400万余り減額をしています。全体の事業費から比べれば結構な比率なんです。ということで、実際、今年度それぞれの事業についてどこまで進んだのか、今後の予定はどうかということについてお伺いをいたします。

もう1点は、林業振興費で市有林整備委託料22万3,000円の減額があります。これについては、事業不採択によるというふうに記載しています。当初予算のときに、この事業として、うすずみの森の整備ということで木柵とか遊歩道の整備、それと市有林整備と2つありまして、ここで言います

と市有林の整備ということで減額されておりますが、当初予算は34万円だったと思います。そうすると、事業不採択によるというふうになると数字的にも合わないというふうに思いますが、そのあたりの説明をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは1点目について、産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、まず1点目の飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金について御説明を申し上げます。

飛騨・美濃事業につきましては、当初11台の農業機械の導入を考えておりましたが、平成23年度末、2月ごろであったと思うんですけども、県費のほうで余裕があるということで、前倒してそのうち3台の導入を行っております。ことし予定しておりましたものにつきましては、23年度前倒ししたものと24年度の事業で完了をしておりますので、今の段階で入札差金等を含んだ中で500万ほどの減額をさせていただいております。

それからもう一つ小規模農家組織化支援事業費補助金につきましては、能郷の営農組合が内定しておりますが、この部分について県のほうでも対象者が多いということで補助金が満額つかなかったということで、十の機械の導入の予定をしておりましたが、そのうち4つの機種について24年度では対応できないということで、25年度におくらせていただいております。この部分について25年度そのほかにもございますので、8台の機種について25年度に対応させていただくという予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは2点目について、林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

それでは、ただいま御質問の市有林整備委託料22万3,000円の減額について御説明をさせていただきます。

今御質問でございましたように、この事業につきましては森林環境税を活用して、うすずみの森及び淡墨公園の間伐・植栽等に係る事業に充てるということで予算を組んでおまして、この22万3,000円につきましては、うすずみの森の関係でございまして、うすずみの森の事業につきましては、不要木の除去、それから修景等の環境保全ということで不採択になっておりますが、この中で既存施設の改修に伴います木柵の部分の下刈りが一部ございまして、それにつきましては補助財源ではなく一般財源を活用させていただきましたので、少し執行させていただきながら22万3,000円の減額をさせていただくものでございます。御理解をよろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ちょっとわかりにくかったんですが、林道のほうのですけども、最初に質問しましたように2種類ありましたね。550万円のうすずみの森の木柵とか下刈りという、遊歩道の整備とかそれと...。ごめんなさい、下刈りは別か。下刈りはこちらの市道整備のほうですね。不採択になったけれども、34万円組んであった。で、その22万3,000円との差額については、市単で一部分市有林の整備を行ったというふうに理解すればいいんですか。もしそうであれば、どの部分をどういうふうに行ったかということをお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

おっしゃるとおり、市単で、単独事業として実施させていただきまして、実施箇所につきましては遊歩道の木柵部分に係ります下刈り部分だけでございまして、ほかの部分につきましては一切手をかけておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

いいですか。

18番（鵜飼静雄君）

はい。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第25 議案第30号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第25、議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第26 議案第31号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第26、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。平成25年度本巢市一般会計予算のうち、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会に、以上、それぞれ所管の常任委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号については、それぞれ所管する各常任委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第27 議案第32号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第27、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第28 議案第33号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第28、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第29 議案第34号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第29、議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第30 議案第35号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第30、議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第31 議案第36号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第31、議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第32 議案第37号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第32、議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月14日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集いただきたくお願いをします。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。

念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。総務企画委員会は、3月18日月曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会は、3月19日火曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室において、産業建設委員会は、3月21日木曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室において、それぞれ開催をします。

本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さまでした。

午前9時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

